

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その1)

平成31年

目 次

議案第 80 号	市道路線の認定について……………	5
議案第 81 号	不動産の取得について……………	12
議案第 82 号	不動産の取得について……………	15
議案第 83 号	緑地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定について……………	18
議案第 84 号	緑地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定について……………	19
議案第 85 号	鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例の一部を改正する条例の制定について……………	20
議案第 86 号	鎌倉市公的不動産利活用推進委員会条例を廃止する条例の制 定について……………	22
議案第 87 号	鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	24
議案第 88 号	鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員の採用 等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	26
議案第 89 号	鎌倉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について……………	37
議案第 90 号	平成30年度鎌倉市一般会計補正予算（第 8 号）……………	40
議案第 91 号	平成30年度鎌倉市一般会計補正予算（第 9 号）……………	48
議案第 92 号	平成30年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	53
議案第 93 号	平成30年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特 別会計補正予算（第 1 号）……………	58
議案第 94 号	平成30年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 1 号）……………	61
議案第 95 号	平成30年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算 （第 1 号）……………	64
議案第 96 号	平成30年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	67
議案第 97 号	平成30年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 1 号）……………	70
報告第 19 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定に係る専決処分の報告について……………	73

議案第 80 号

市道路線の認定について

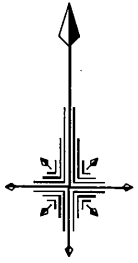
次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成31年 2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

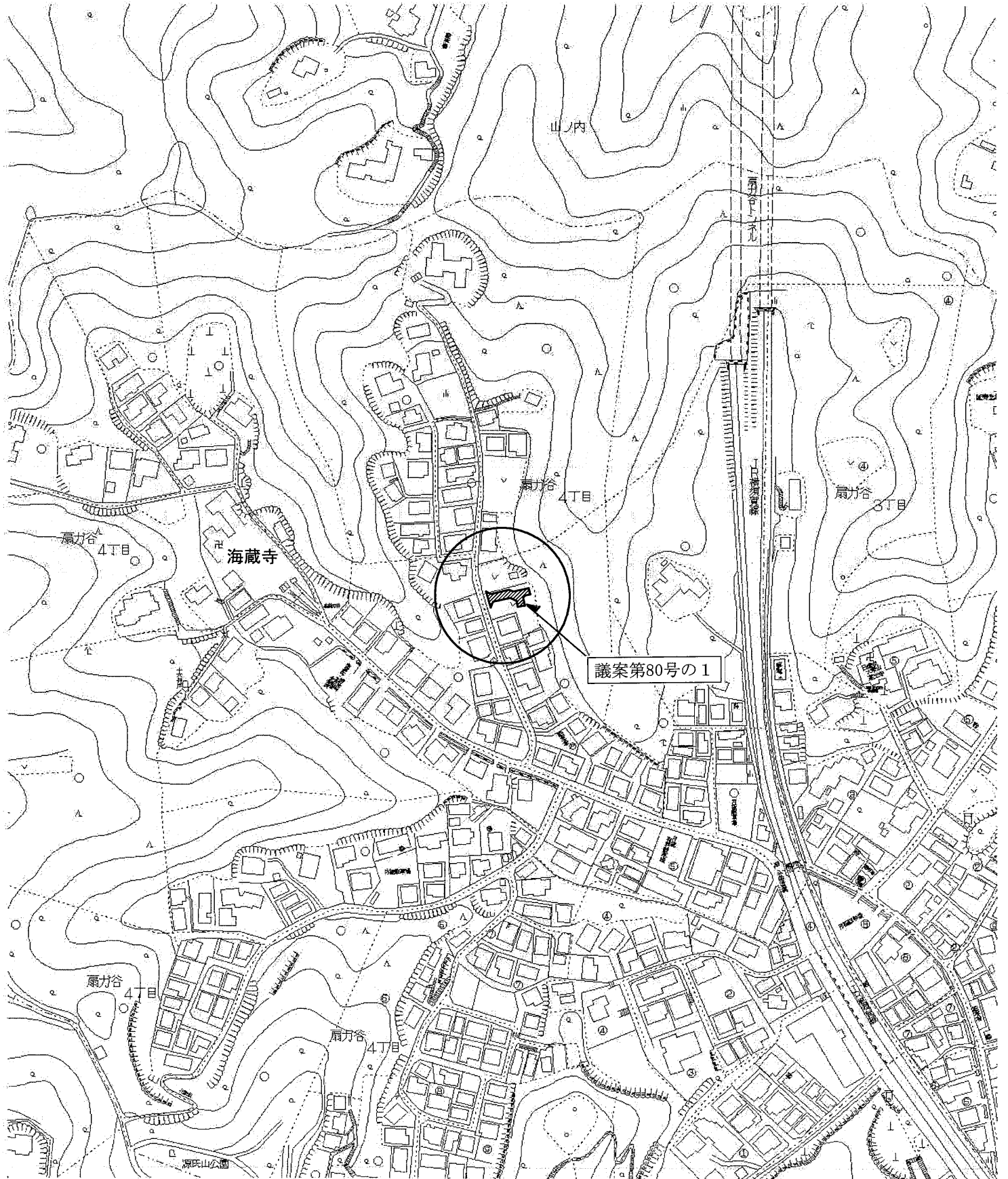
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	扇ガ谷 四丁目	532番16	扇ガ谷 四丁目	532番12	4.50～8.75	28.21	161.68	9
2	常 盤 字上耕地	289番25	常 盤 字上耕地	289番23	5.00～9.39	46.86	271.76	10
3	津 字 丹後ケ谷	603番79	津 字 丹後ケ谷	603番73	5.00～9.28	19.21	129.48	11

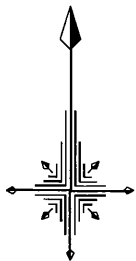


凡例  認定箇所

案内図

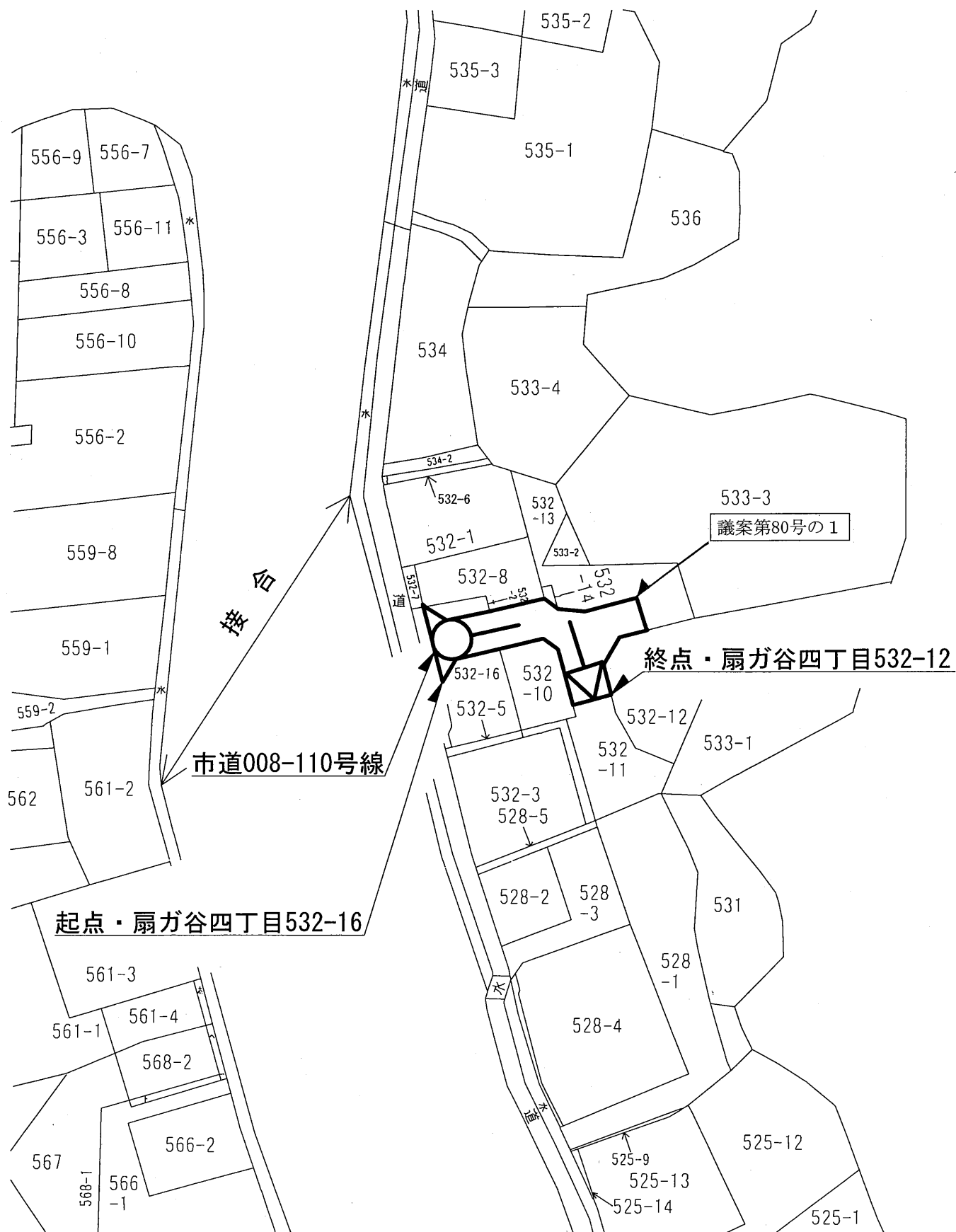
図面番号 9

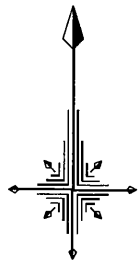




公図写

図面番号 9



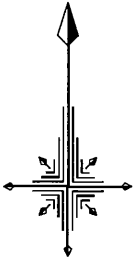


凡例  認定箇所

案内図

図面番号10

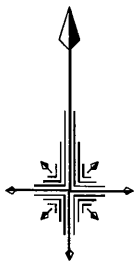




公図写

図面番号10





凡例  認定箇所

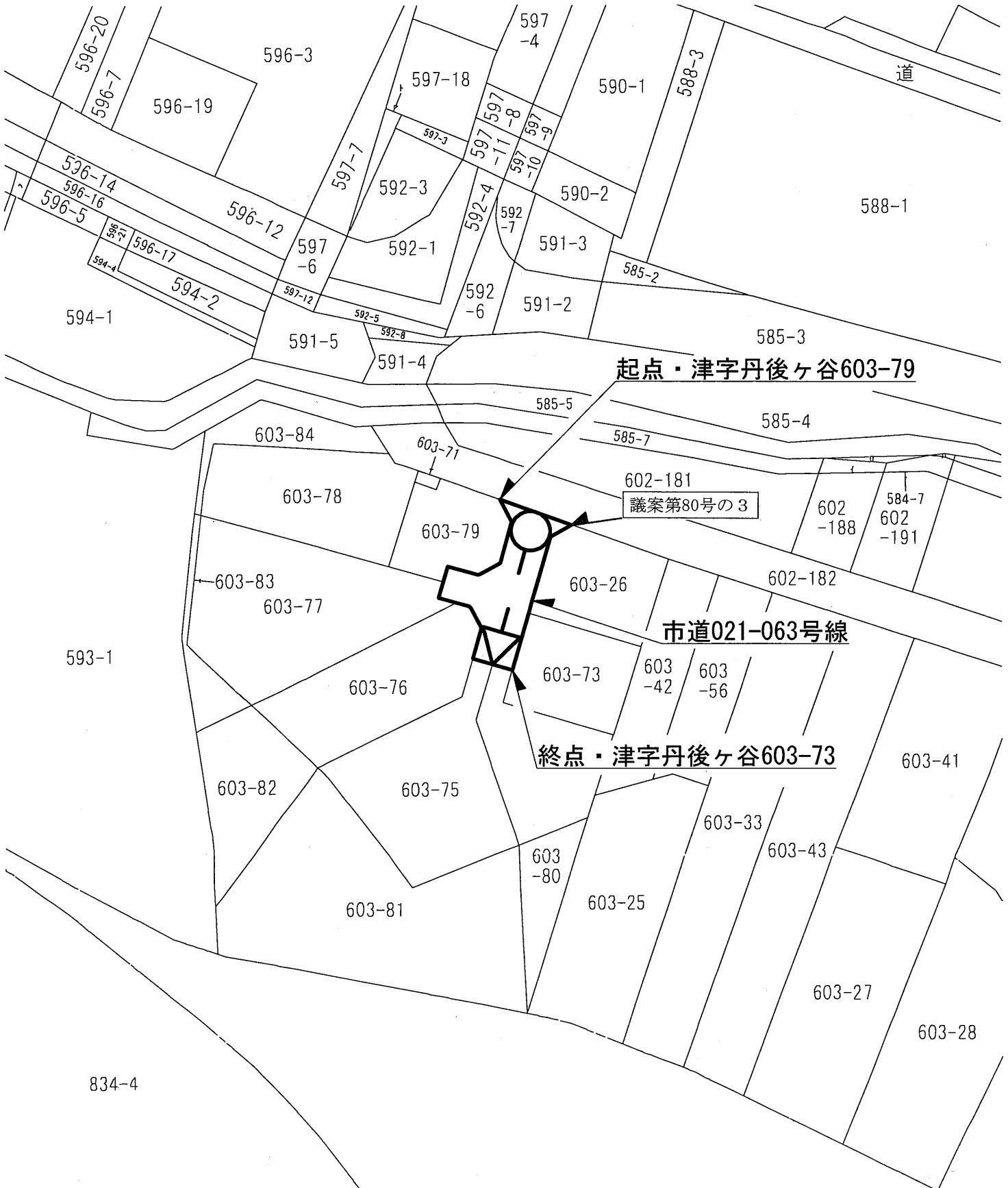
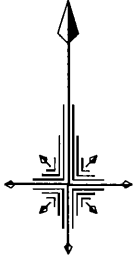
案内図

図面番号11



公図写

図面番号11



議案第 81 号

不動産の取得について

鎌倉近郊緑地特別保全地区内の土地を次のとおり取得するものとする。

平成31年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

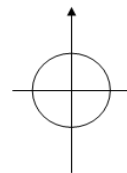
1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市十二所字和泉谷460番1	山林	31,494.00㎡ (約9,543.6坪)	31,494.28㎡ (約9,543.7坪)

2 取得価格 151,172,544円

3 所有者 藤沢市立石三丁目3242番地
小島倉庫有限公司
代表取締役 小 島 正

案内図



凡 例

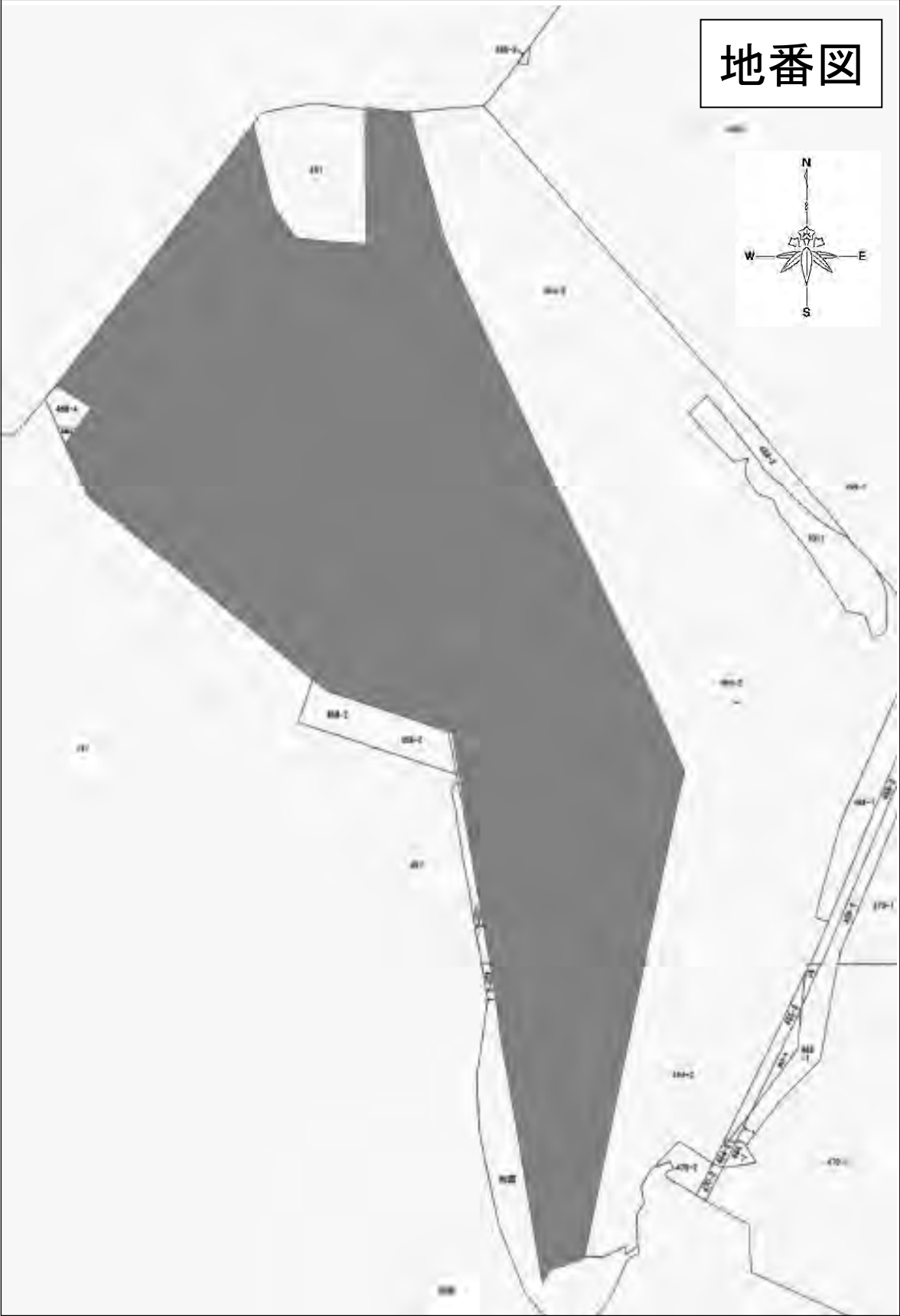


近郊緑地特別保全地区



用地取得対象地

地番図



議案第 82 号

不動産の取得について

(仮称) 山崎・台峯緑地用地を次のとおり取得するものとする。

平成31年 2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

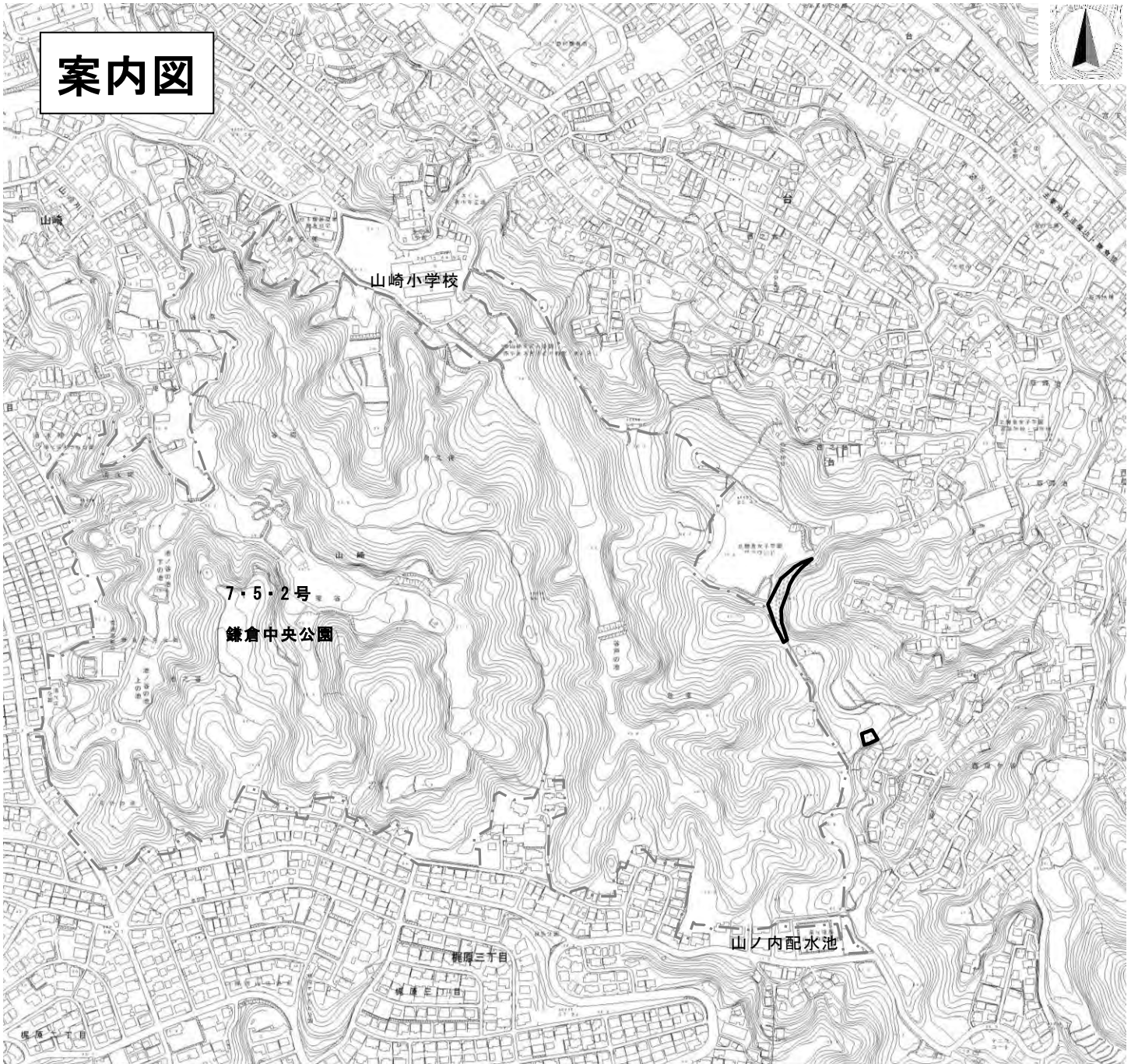
1 取得土地

所在地番	地目	公簿面積	取得面積
鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷990番4	山林	723.00㎡	723.00㎡
鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷994番25	山林	12.00㎡	12.00㎡
鎌倉市山ノ内字西瓜ヶ谷1023番	山林	175.00㎡	175.00㎡
合 計		910.00㎡ (約275.8坪)	910.00㎡ (約275.8坪)

2 取得価格 19,201,000円

3 所有者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市土地開発公社

案内図



都市計画決定区域




平成 30 年度用地取得予定箇所

地番図



議案第 83 号



緑地管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

平成30年10月1日、で発生した緑
地管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

平成31年2月13日提出

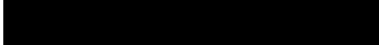
鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 86,724円

2 損害賠償の相手方 


議案第 84 号

緑地管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

平成30年12月10日、で発生した緑地管理に
起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

平成31年 2 月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 71,280円

2 損害賠償の相手方




議案第 85 号

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年 2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

職員の勤勉手当支給割合の引上げを踏まえ、議員の期末手当支給
割合の引上げを行うものである。

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

(議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和32年4月条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「 $\frac{227.5}{100}$ 」を「 $\frac{232.5}{100}$ 」に改める。

第2条 鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「5月1日を基準日として支給する場合には $\frac{212.5}{100}$ 、11月1日を基準日として支給する場合には $\frac{232.5}{100}$ 」を「 $\frac{222.5}{100}$ 」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後の鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第2項の規定は、平成30年11月1日から適用する。

(内払)

3 第1条の規定による改正前の鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定により平成30年11月1日から施行日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 86 号

鎌倉市公的不動産利活用推進委員会
条例を廃止する条例の制定について

鎌倉市公的不動産利活用推進委員会条例を廃止する条例を次のように定める。

平成31年 2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市公的不動産利活用推進方針の策定に伴い、鎌倉市公的不動産利活用推進委員会の所掌事項の処理を終えたことから、本条例を廃止しようとするものである。

鎌倉市公的不動産利活用推進委員会条例を廃止する条例
鎌倉市公的不動産利活用推進委員会条例（平成29年3月条例第41号）は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 87 号

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成31年 2 月 13日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

職員の勤勉手当支給割合の引上げを踏まえ、市長等の期末手当支給割合の引上げを行うものである。

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(常勤特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例(昭和32年4月条例第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{177.5}{100}$ 」を「 $\frac{182.5}{100}$ 」に改める。

第2条 鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{182.5}{100}$ 」を「 $\frac{180}{100}$ 」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(内払)

- 3 第1条の規定による改正前の鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の規定により平成30年12月1日から施行日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 88 号

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員の採用等に
関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年 2 月 13日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた給与改定を行
うものである。

鎌倉市職員の給与に関する条例及び鎌倉市任期付職員の採用等
に関する条例の一部を改正する条例
(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市職員の給与に関する条例(昭和26年3月条例第8号)の一部を次のように改正する。

第17条第7項中「 $\frac{90}{100}$ 」を「 $\frac{95}{100}$ 」に、「当該勤勉手当基礎額に規則で定める基準に従って定める」を「当該勤勉手当基礎額に規則で定める」に改め、同条第8項を次のように改める

8 職務の級が8級の職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 $\frac{95}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{115}{100}$ 」とする。

第17条第9項中「 $\frac{90}{100}$ 」を「 $\frac{95}{100}$ 」に、「 $\frac{42.5}{100}$ 」を「 $\frac{47.5}{100}$ 」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第6条)

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	470,700
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	
	27	184,100	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	
	28	185,800	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	
	29	187,300	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	
	30	189,000	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	
	31	190,800	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	
	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000		

43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,700
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,400
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	442,100
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,300	442,900
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	402,000	443,500
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	402,700	444,300
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	403,400	445,100
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	403,900	445,700
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	404,500	446,300
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	405,100	447,000
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	405,700	447,800
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	406,300	448,600
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	406,800	449,200
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	407,500	449,900
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	408,100	450,600
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	408,600	451,300
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	408,900	452,100
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	409,500	
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	410,200	
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	410,700	
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	411,200	
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	411,900	
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	412,600	
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	413,300	
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	413,700	
74	236,000	288,700	334,100	372,100	388,100	414,400	
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,800	415,100	
76	237,300	289,600	335,200	373,400	389,300	415,800	
77	238,000	289,800	335,500	373,800	389,600	416,300	
78	238,800	290,100	336,000	374,300	390,300	417,000	
79	239,600	290,300	336,400	374,900	391,000	417,700	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	391,700	418,400	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	392,200	418,900	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	392,900	419,600	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	393,600	420,300	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	394,200	421,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,800	394,700	421,500	
86	244,200	292,400	339,500	378,400	395,300	422,200	
87	244,900	292,700	340,000	379,000	395,900	422,900	
88	245,600	293,100	340,400	379,600	396,500	423,600	

89	246,100	293,400	340,700	380,200	397,200	424,100
90	246,600	293,800	341,100	380,800	397,800	424,800
91	246,900	294,100	341,600	381,400	398,400	425,500
92	247,300	294,500	342,000	382,000	399,000	426,200
93	247,600	294,700	342,200	382,700	399,700	426,700
94		294,900	342,600	383,300	400,300	
95		295,200	343,100	383,900	400,900	
96		295,600	343,500	384,500	401,500	
97		295,800	343,700	385,200	402,200	
98		296,100	344,100	385,800	402,800	
99		296,500	344,500	386,400	403,400	
100		296,900	344,800	387,000	404,000	
101		297,100	345,100	387,700	404,700	
102		297,400	345,500	388,300		
103		297,800	345,900	388,900		
104		298,100	346,300	389,500		
105		298,300	346,800	390,200		
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000	350,400			
115		301,300	350,700			
116		301,700	351,000			
117		301,900	351,500			
118		302,100	351,900			
119		302,400	352,200			
120		302,700	352,500			
121		303,100	353,000			
122		303,300	353,400			
123		303,600	353,700			
124		303,900	354,000			
125		304,200	354,500			
126			354,900			
127			355,200			
128			355,500			
129			356,000			
130			356,400			
131			356,700			
132			357,000			
133			357,500			
134			357,900			

	135			358,200					
	136			358,500					
	137			359,000					
再任用 職員		187,700	248,700	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第6条)

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	138,000	181,900	194,000	226,000	263,000
	2	139,000	183,400	195,800	227,900	264,900
	3	140,000	184,900	197,600	229,800	266,700
	4	141,100	186,300	199,400	231,700	268,800
	5	141,900	187,600	200,900	233,600	270,500
	6	142,900	189,100	202,700	235,500	272,400
	7	143,900	190,500	204,500	237,400	274,300
	8	144,900	191,800	206,300	239,300	276,400
	9	146,000	193,200	207,900	241,200	278,400
	10	147,200	194,200	209,700	243,100	280,400
	11	148,400	195,500	211,500	245,000	282,500
	12	149,600	196,600	213,300	246,900	284,500
	13	150,700	197,800	214,700	248,800	286,500
	14	151,900	198,900	216,500	250,700	288,600
	15	153,100	200,000	218,200	252,600	290,600
	16	154,300	201,100	220,000	254,500	292,600
	17	155,500	203,600	221,700	256,400	294,400
	18	157,000	204,800	223,400	258,300	296,400
	19	158,500	206,200	225,000	260,200	298,500
	20	160,000	207,500	226,600	262,100	300,500
	21	161,400	208,800	230,000	264,000	302,400
	22	162,900	210,200	231,600	265,900	304,500
	23	164,400	211,600	233,100	267,800	306,500
	24	165,900	213,000	234,700	269,700	308,600
	25	167,400	214,300	236,100	271,600	310,300
	26	169,200	215,900	237,800	273,500	312,400
	27	171,000	217,500	239,300	275,400	314,400
	28	172,800	218,900	240,900	277,300	316,400
	29	174,600	220,100	242,100	279,200	318,100
	30	176,300	221,600	243,600	281,100	320,100
	31	178,000	223,100	245,200	282,900	322,200
	32	179,700	224,400	246,600	284,700	324,300
	33	181,900	225,300	248,100	286,500	325,500
	34	183,400	226,000	249,600	288,300	327,500
	35	184,900	226,900	250,900	290,000	329,400
	36	186,300	227,900	252,300	291,800	331,500
	37	187,600	228,800	253,800	293,300	333,400
	38	189,100	230,300	255,400	295,100	335,300
	39	190,500	231,600	257,100	296,800	337,300
	40	191,800	232,700	258,900	298,600	339,200
	41	193,200	234,100	260,500	300,000	341,100
	42	194,200	235,400	262,300	301,700	343,000
	43	195,500	236,700	264,000	303,300	344,800
44	196,600	238,000	265,700	304,800	346,700	

45	197,800	238,900	267,600	306,300	348,200
46	198,900	240,100	269,500	307,900	349,600
47	200,000	241,400	271,300	309,500	351,100
48	201,100	242,600	273,100	311,200	352,600
49	202,100	243,700	274,800	312,200	354,200
50	203,200	245,000	276,700	313,600	355,000
51	204,200	246,100	278,600	315,000	356,200
52	205,200	247,300	280,300	316,500	357,200
53	206,100	248,600	281,800	317,600	358,100
54	207,200	249,700	283,700	319,100	359,200
55	208,300	251,000	285,500	320,500	360,100
56	209,300	252,300	287,400	321,900	361,200
57	210,200	253,300	289,000	323,500	362,100
58	211,100	254,600	290,700	324,700	362,800
59	211,800	255,700	292,500	326,000	363,500
60	212,700	257,000	294,300	327,200	364,200
61	213,600	257,800	295,800	328,300	364,600
62	214,800	258,900	297,500	329,200	365,200
63	215,800	260,100	299,000	330,300	365,900
64	216,700	261,100	300,600	331,400	366,600
65	217,300	262,300	302,200	332,500	366,900
66	218,500	263,500	303,900	333,600	367,600
67	219,600	264,700	305,500	334,600	368,300
68	220,800	265,600	307,200	335,600	369,000
69	221,400	266,500	308,100	336,600	369,300
70	222,600	267,600	309,600	337,600	369,900
71	223,800	268,800	311,100	338,600	370,600
72	224,900	270,000	312,700	339,600	371,200
73	225,800	270,800	314,300	340,500	371,500
74	227,000	271,800	315,900	341,500	372,100
75	228,000	272,900	317,500	342,500	372,800
76	229,100	273,900	319,000	343,500	373,400
77	230,200	274,900	320,500	344,400	373,800
78	231,200	276,000	321,700	345,300	374,300
79	232,300	276,800	322,900	346,200	374,900
80	233,300	277,900	324,100	347,000	375,400
81	234,300	278,700	324,800	347,800	375,900
82	235,400	279,500	325,700	348,600	376,500
83	236,500	280,300	326,500	349,400	377,000
84	237,600	281,100	327,300	350,100	377,300
85	238,700	281,700	328,200	350,800	377,800
86	239,700		328,600	351,600	378,400
87	240,600		329,300	352,400	379,000
88	241,400		330,100	353,100	379,600
89	242,300		330,900	353,800	380,200
90			331,600	354,500	380,800
91			332,300	355,200	381,400
92			333,000	355,900	382,000
93			333,500	356,500	382,700
94			334,100	357,000	383,300

95			334,600	357,500	383,900	
96			335,200	358,000	384,500	
97			335,500	358,400	385,200	
98			336,000	358,900	385,800	
99			336,400	359,500	386,400	
100			336,900	359,900	387,000	
101			337,300	360,500	387,700	
102			337,800	361,100	388,300	
103			338,300	361,700	388,900	
104			338,800	362,100	389,500	
105			339,100	362,700	390,200	
106			339,500	363,300		
107			340,000	363,900		
108			340,400	364,300		
109			340,700	364,900		
110			341,100	365,500		
111			341,600	366,100		
112			342,000	366,500		
113			342,200	367,100		
114			342,600	367,700		
115			343,100	368,300		
116			343,500	368,700		
117			343,700	369,300		
118			344,100	369,900		
119			344,500	370,500		
120			344,800	370,900		
121			345,100	371,500		
122			345,500			
123			345,900			
124			346,300			
125			346,800			
126			347,200			
127			347,600			
128			348,000			
129			348,500			
再任用 職員		193,600	245,400	250,300	255,200	274,600

備考 この表は、技能労務職に適用する。

第2条 鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「6月に支給する場合には $\frac{122.5}{100}$ 、12月に支給する場合には $\frac{137.5}{100}$ 」を「 $\frac{130}{100}$ 」に、「6月に支給する場合には $\frac{102.5}{100}$ 、12月に支給する場合には $\frac{117.5}{100}$ 」を「 $\frac{110}{100}$ 」に改め、同条第3項中「 $\frac{122.5}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{65}{100}$ 」と、「 $\frac{137.5}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{80}{100}$ 」を「 $\frac{130}{100}$ 」とあるのは、「 $\frac{72.5}{100}$ 」に改め、同条第7項から第9項までを次のように改める。

7 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に $\frac{102.5}{100}$ を乗じて得た額の範囲内とし、当該勤勉手当基礎額に $\frac{92.5}{100}$ を乗じて得た額を標準として規則で定める割合を乗じて得た額とする。

8 職務の級が8級の職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 $\frac{102.5}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{122.5}{100}$ 」とし、「 $\frac{92.5}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{112.5}{100}$ 」とする。

9 再任用職員に対する第7項の規定の適用については、同項中「 $\frac{102.5}{100}$ を乗じて得た額の範囲内とし、当該勤勉手当基礎額に $\frac{92.5}{100}$ を乗じて得た額を標準として」とあるのは「 $\frac{45}{100}$ を乗じて得た額の範囲内とし、当該勤勉手当基礎額に」とする。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例（平成17年7月条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表を次のように改める。

号給	給 料 月 額
	円
1	374, 000
2	422, 000
3	472, 000
4	533, 000
5	608, 000

第4条第3項中「189,400円」を「190,800円」に改める。

第6条第2項中「 $\frac{165}{100}$ 」とする」を「 $\frac{170}{100}$ 」とする」に改める。

第4条 鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{122.5}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{165}{100}$ 」と、「 $\frac{137.5}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{170}{100}$ 」を「 $\frac{130}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{167.5}{100}$ 」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の鎌倉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）第4条の規定は平成30年4月1日から、改正後の給与条例第17条の規定及び改正後の任期付条例第6条の規定は同年12月1日から適用する。

(内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の鎌倉市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 改正後の任期付条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 89 号

鎌倉市災害弔慰金の支給等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成31年 2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護
資金の利率等について定めるものである。

鎌倉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年6月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 災害 法第2条に規定する災害をいう。

第3条中「おいて」の次に「単に」を加える。

第5条を次のように改める。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、令第1条の2に規定する額とする。

第8条の3を次のように改める。

（災害障害見舞金の額）

第8条の3 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、令第2条の2に規定する額とする。

第9条から第12条までを次のように改める。

（災害援護資金の貸付け）

第9条 市長は、令第3条に掲げる災害又は規則で定める災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯であつて、所得について同項に定める要件に該当するものの世帯主（市民に限る。）に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

（災害援護資金の限度額等）

第10条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、令第7条第1項に規定する額とする。

2 災害援護資金の償還期間及び据置期間は、令第7条第2項に規定する期間とする。

（保証人及び利率）

第11条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 法第10条第4項の条例で定める率は1パーセントとする。ただし、前項の保証人を立てる場合に係る災害援護資金及び第9条に規定する規則で定める災害に係る災害援護資金は、延滞の場合を除き、無利子とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第12条 災害援護資金の償還方法は、令第7条第3項及び第4項に定めるところによる。

2 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条から第12条までの改正規定（第11条及び第12条第2項に係る部分に限る。）は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条及び第12条第2項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた改正後の第2条に規定する災害（以下「災害」という。）により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第 90 号

平成30年度鎌倉市一般会計
補正予算（第8号）

平成30年度鎌倉市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83,591千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,238,617千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

平成31年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	市税	35,465,284	401,585	35,866,869
	5 市民税	17,504,180	435,020	17,939,200
	10 固定資産税	13,643,170	△20,498	13,622,672
	15 軽自動車税	151,119	3,414	154,533
	20 市たばこ税	760,365	△3,715	756,650
	30 都市計画税	3,406,450	△12,636	3,393,814
10	地方譲与税	306,000	△25,999	280,001
	8 地方揮発油譲与税	85,000	△3,000	82,000
	10 自動車重量譲与税	221,000	△23,000	198,000
	15 地方道路譲与税	0	1	1
15	利子割交付金	50,000	△3,000	47,000
	5 利子割交付金	50,000	△3,000	47,000
16	配当割交付金	240,000	△11,000	229,000
	5 配当割交付金	240,000	△11,000	229,000
19	地方消費税交付金	2,953,400	77,600	3,031,000
	5 地方消費税交付金	2,953,400	77,600	3,031,000
30	自動車取得税交付金	130,000	26,000	156,000
	5 自動車取得税交付金	130,000	26,000	156,000
33	地方特例交付金	110,000	△2,264	107,736
	5 地方特例交付金	110,000	△2,264	107,736
35	地方交付税	25,000	9,000	34,000
	5 地方交付税	25,000	9,000	34,000
40	交通安全対策特別交付金	22,000	△2,000	20,000
	5 交通安全対策特別交付金	22,000	△2,000	20,000
45	分担金及び負担金	670,014	30,945	700,959
	5 負担金	670,014	30,945	700,959

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
50	使用料及び手数料	1,298,398	△16,441	1,281,957
	5 使用料	507,615	△12,441	495,174
	10 手数料	769,007	△4,000	765,007
55	国庫支出金	7,285,864	△307,345	6,978,519
	5 国庫負担金	5,797,575	△99,267	5,698,308
	10 国庫補助金	1,455,217	△208,078	1,247,139
60	県支出金	3,325,724	△59,501	3,266,223
	5 県負担金	2,213,065	△41,660	2,171,405
	10 県補助金	785,052	△17,841	767,211
65	財産収入	362,473	△248,520	113,953
	5 財産運用収入	56,121	△660	55,461
	10 財産売払収入	306,352	△247,860	58,492
70	寄附金	322,254	122,700	444,954
	5 寄附金	322,254	122,700	444,954
75	繰入金	2,506,946	△879,499	1,627,447
	5 基金繰入金	2,504,946	△992,266	1,512,680
	10 他会計繰入金	2,000	112,767	114,767
80	繰越金	741,275	780,822	1,522,097
	5 繰越金	741,275	780,822	1,522,097
85	諸収入	2,204,276	△23,674	2,180,602
	5 延滞金加算金及び過料	138,001	△37,000	101,001
	25 雑入	503,887	13,326	517,213
90	市債	2,018,300	47,000	2,065,300
	5 市債	2,018,300	47,000	2,065,300
	歳入合計	60,322,208	△83,591	60,238,617

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	議会費	445,792	△6,274	439,518
	5 議会費	445,792	△6,274	439,518
10	総務費	7,393,001	1,430,748	8,823,749
	5 総務管理費	5,995,477	1,477,294	7,472,771
	10 徴税費	733,248	△13,086	720,162
	15 戸籍住民基本台帳費	505,340	△28,740	476,600
	20 選挙費	71,852	△2,978	68,874
	25 統計調査費	28,109	1,463	29,572
	30 監査委員費	58,975	△3,205	55,770
15	民生費	24,069,038	△898,540	23,170,498
	5 社会福祉費	12,046,512	△230,201	11,816,311
	10 児童福祉費	9,803,432	△668,008	9,135,424
	15 生活保護費	2,218,001	△331	2,217,670
20	衛生費	5,977,147	△262,114	5,715,033
	5 保健衛生費	1,737,175	△77,809	1,659,366
	10 清掃費	3,938,026	△176,061	3,761,965
	15 環境対策費	301,946	△8,244	293,702
25	労働費	85,466	718	86,184
	5 労働諸費	85,466	718	86,184
30	農林水産業費	235,983	10,467	246,450
	5 農業水産業費	235,983	10,467	246,450
35	商工費	658,893	△29,228	629,665
	5 商工費	658,893	△29,228	629,665
40	観光費	425,939	△47,226	378,713
	5 観光費	425,939	△47,226	378,713
45	土木費	7,853,381	△467,280	7,386,101

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	5 土木管理費	1,501,334	△24,585	1,476,749
	10 道路橋りょう費	1,343,270	△171,304	1,171,966
	15 河川費	184,490	△10,990	173,500
	20 都市計画費	4,589,953	△246,121	4,343,832
	25 住宅費	234,334	△14,280	220,054
50	消防費	2,605,003	△6,509	2,598,494
	5 消防費	2,605,003	△6,509	2,598,494
55	教育費	5,609,882	236,179	5,846,061
	5 教育総務費	1,636,267	12,196	1,648,463
	10 小学校費	1,181,709	361,163	1,542,872
	15 中学校費	703,992	△46,172	657,820
	20 社会教育費	1,694,824	△66,444	1,628,380
	25 保健体育費	393,090	△24,564	368,526
60	公債費	3,907,151	△39,000	3,868,151
	5 公債費	3,907,151	△39,000	3,868,151
65	諸支出金	1,005,532	△5,532	1,000,000
	5 土地開発公社費	1,005,532	△5,532	1,000,000
	歳 出 合 計	60,322,208	△83,591	60,238,617

第2表 継続費補正

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 総務費	05 総務管理費	鎌倉芸術館 大ホール 特定天井 改修事業	千円		千円	千円		千円
			371,000	30	50,000	234,718	30	50,000
				31	321,000		31	184,718
15 民生費	10 児童福祉費	御成小学校 児童保育 施設整備 事業	246,814	29	74,716	74,716	29	74,716
				30	172,098		30	0

第3表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
			千円
10 総務費	05 総務管理費	本庁舎等整備基本構想 策定支援業務委託事業	14,991
45 土木費	10 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業 (市道 027-000 号線)	8,468
45 土木費	10 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業 (市道 055-000 号線)	6,027
45 土木費	10 道路橋りょう費	道路新設改良事業 (市道 060-000 号線)	48,179
45 土木費	15 河川費	大塚川から新川への分水 実施設計委託事業	45,782
45 土木費	20 都市計画費	(仮称)浄明寺緑地業 落石防止網修繕事業	8,741
45 土木費	20 都市計画費	(仮称)二階堂4号緑地業 落石防護事業	5,174
45 土木費	20 都市計画費	深沢地区まちづくり方針 実現化検討業務委託事業	11,232
45 土木費	20 都市計画費	山崎・台峯緑地(公園)業 整備事業	19,134
55 教育費	10 小学校費	第二小学校体育館脇業 点検用階段修繕事業	5,130
55 教育費	10 小学校費	小学校冷暖房設備設置事業 (七里ガ浜小学校・腰越小学校・ 富士塚小学校・植木小学校・ 関谷小学校・今泉小学校)	392,623
55 教育費	15 中学校費	腰越中学校業 目隠しフェンス修繕事業	5,286

第4表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本庁舎等施設整備事業費	千円 60,000	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 47,600	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
社会福祉施設整備事業費	160,200	同 上	同 上	同 上	21,200	同 上	同 上	同 上
観光施設整備事業費	69,600	同 上	同 上	同 上	28,600	同 上	同 上	同 上
道路整備事業費	696,800	同 上	同 上	同 上	597,900	同 上	同 上	同 上
都市計画事業費	515,800	同 上	同 上	同 上	499,600	同 上	同 上	同 上
消防施設整備事業費	101,200	同 上	同 上	同 上	90,500	同 上	同 上	同 上
義務教育施設整備事業費	171,600	同 上	同 上	同 上	525,700	同 上	同 上	同 上
史跡保存事業費	13,400	同 上	同 上	同 上	24,500	同 上	同 上	同 上
合 計	2,018,300				2,065,300			

議案第 91 号

平成30年度鎌倉市一般会計
補正予算（第9号）

平成30年度鎌倉市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,697千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,252,314千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

平成31年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
75	繰入金	1,627,447	13,697	1,641,144
	5 基金繰入金	1,512,680	13,697	1,526,377
	歳 入 合 計	60,238,617	13,697	60,252,314

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55	教育費	5,846,061	13,697	5,859,758
	10 小学校費	1,542,872	13,697	1,556,569
	歳 出 合 計	60,238,617	13,697	60,252,314

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
55 教育費	10 小学校費	七里ガ浜小学校 校門脇土留め改修事業	千円 13,697

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
J R 北 鎌 倉 駅 仮 改 札 開 設 工 事 等 事 業 費	平 成 30 年 度 か ら 平 成 33 年 度 ま で	千円 48,000
小 学 校 冷 風 機 賃 借 料 (七 里 ガ 浜 小 学 校 ・ 腰 越 小 学 校 ・ 富 士 塚 小 学 校 ・ 植 木 小 学 校 ・ 関 谷 小 学 校 ・ 今 泉 小 学 校)	平 成 30 年 度 か ら 平 成 31 年 度 ま で	2,483
手 広 中 学 校 仮 設 ト イ レ 賃 借 料	平 成 30 年 度 か ら 平 成 31 年 度 ま で	40,000

議案第 92 号

平成30年度鎌倉市下水道事業特別会計
補正予算（第2号）

平成30年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ174,550千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,675,050千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

平成31年2月13日提出

鎌倉市長 松尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	分担金及び負担金	8,355	△2,000	6,355
	5 負担金	8,355	△2,000	6,355
10	使用料及び手数料	2,600,187	△27,300	2,572,887
	5 使用料	2,599,382	△27,300	2,572,082
15	国庫支出金	115,842	3,008	118,850
	5 国庫補助金	115,842	3,008	118,850
25	繰入金	2,359,275	△106,313	2,252,962
	5 他会計繰入金	2,359,275	△106,313	2,252,962
30	繰越金	100,000	29,055	129,055
	5 繰越金	100,000	29,055	129,055
35	諸収入	14,341	△4,000	10,341
	15 雑入	10,181	△4,000	6,181
40	市債	1,651,600	△67,000	1,584,600
	5 市債	1,651,600	△67,000	1,584,600
	歳 入 合 計	6,849,600	△174,550	6,675,050

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	2,074,373	△65,658	2,008,715
	5 下水道総務費	2,074,373	△65,658	2,008,715
10	事業費	636,357	△92,892	543,465
	5 下水道整備費	636,357	△92,892	543,465
15	公債費	4,133,870	△16,000	4,117,870
	5 公債費	4,133,870	△16,000	4,117,870
	歳 出 合 計	6,849,600	△174,550	6,675,050

第2表 繰越明許費

1 追加

款	項	事業名	金額
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道(汚水)改築事業 (東部圧送管)	千円 15,668
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道(汚水)改築事業 (極楽寺圧送管)	11,463
10 事業費	05 下水道整備費	公共下水道(雨水)改築事業 (吉沢川排水区)	10,000

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 1,651,600	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 1,584,600	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

議案第 93 号

平成30年度鎌倉都市計画事業大船駅
東口市街地再開発事業特別会計
補正予算（第1号）

平成30年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,087千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,813千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10	繰入金	15,616	△7,816	7,800
	5 他会計繰入金	15,616	△7,816	7,800
15	繰越金	2,000	1,729	3,729
	5 繰越金	2,000	1,729	3,729
	歳 入 合 計	23,900	△6,087	17,813

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	事業費	21,900	△6,087	15,813
	5 事業費	21,900	△6,087	15,813
	歳 出 合 計	23,900	△6,087	17,813

議案第 94 号

平成30年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第1号）

平成30年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ301,348千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,574,648千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	国民健康保険料	4,190,748	△261,628	3,929,120
	5 国民健康保険料	4,190,748	△261,628	3,929,120
20	国庫支出金	1	161	162
	10 国庫補助金	1	161	162
30	県支出金	12,200,112	△174,166	12,025,946
	3 県負担金・補助金	12,200,112	△174,166	12,025,946
40	繰入金	1,833,049	△125,369	1,707,680
	5 他会計繰入金	1,833,048	△125,369	1,707,679
45	繰越金	20,000	862,350	882,350
	5 繰越金	20,000	862,350	882,350
	歳 入 合 計	18,273,300	301,348	18,574,648

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	239,479	△13,668	225,811
	5 総務管理費	153,666	2,890	156,556
	10 徴収費	85,207	△16,558	68,649
10	保険給付費	11,956,983	△123,571	11,833,412
	5 療養諸費	10,537,942	△103,740	10,434,202
	10 高額療養費	1,333,207	△9,331	1,323,876
	20 出産育児諸費	71,434	△10,500	60,934
11	国民健康保険事業費納付金	5,718,032	0	5,718,032
	5 医療給付費分	3,881,480	0	3,881,480
27	基金積立金	3	342,600	342,603
	5 基金積立金	3	342,600	342,603
30	諸支出金	167,001	95,987	262,988
	5 償還金利子及び還付加算金	167,001	95,987	262,988
	歳 出 合 計	18,273,300	301,348	18,574,648

議案第 95 号

平成30年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計
補正予算（第1号）

平成30年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,740千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ389,060千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	繰入金	409,800	△20,740	389,060
	5 他会計繰入金	409,800	△20,740	389,060
	歳 入 合 計	409,800	△20,740	389,060

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	公債費	409,800	△20,740	389,060
	5 公債費	409,800	△20,740	389,060
	歳 出 合 計	409,800	△20,740	389,060

議案第 96 号

平成30年度鎌倉市介護保険事業
特別会計補正予算（第1号）

平成30年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ513,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,142,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	介護保険料	3,571,486	143,213	3,714,699
	5 介護保険料	3,571,486	143,213	3,714,699
15	国庫支出金	3,586,569	△3,223	3,583,346
	5 国庫負担金	2,796,872	△20,929	2,775,943
	10 国庫補助金	789,697	17,706	807,403
20	県支出金	2,352,371	35,489	2,387,860
	5 県負担金	2,236,282	27,424	2,263,706
	15 県補助金	116,089	8,065	124,154
25	支払基金交付金	4,449,950	△153,817	4,296,133
	5 支払基金交付金	4,449,950	△153,817	4,296,133
30	財産収入	331	△14	317
	5 財産運用収入	331	△14	317
40	繰入金	2,656,459	△16,818	2,639,641
	5 一般会計繰入金	2,450,400	△26,558	2,423,842
	10 基金繰入金	206,059	9,740	215,799
45	繰越金	11,195	508,870	520,065
	5 繰越金	11,195	508,870	520,065
	歳 入 合 計	16,628,400	513,700	17,142,100

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	369,519	△21,356	348,163
	5 総務管理費	369,519	△21,356	348,163
10	保険給付費	15,486,627	△72,615	15,414,012
	5 介護サービス等諸費	15,486,627	△72,615	15,414,012
12	地域支援事業費	750,722	68,720	819,442
	5 地域支援事業費	750,722	68,720	819,442
25	基金積立金	10,131	348,625	358,756
	5 基金積立金	10,131	348,625	358,756
30	諸支出金	11,201	190,326	201,527
	5 償還金及び還付加算金	11,201	190,326	201,527
	歳 出 合 計	16,628,400	513,700	17,142,100

議案第 97 号

平成30年度鎌倉市後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第1号）

平成30年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ114,329千円を
減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,423,271千円と
する。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」
による。

平成31年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5	後期高齢者医療保険料	3,326,163	△101,425	3,224,738
	5 後期高齢者医療保険料	3,326,163	△101,425	3,224,738
8	県支出金	0	4,316	4,316
	5 県補助金	0	4,316	4,316
10	繰入金	2,183,458	△52,568	2,130,890
	5 一般会計繰入金	2,183,458	△52,568	2,130,890
15	繰越金	2,000	35,348	37,348
	5 繰越金	2,000	35,348	37,348
	歳 入 合 計	5,537,600	△114,329	5,423,271

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	103,582	△7,065	96,517
	5 総務管理費	103,582	△7,065	96,517
10	広域連合納付金	5,419,018	△115,309	5,303,709
	5 広域連合納付金	5,419,018	△115,309	5,303,709
15	諸支出金	13,000	8,045	21,045
	10 繰出金	1,000	8,045	9,045
	歳 出 合 計	5,537,600	△114,329	5,423,271




道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成30年10月1日、鎌倉市小町一丁目1番先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成31年2月13日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 975,780円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 

 |
| 3 | 処分の日 | 平成31年1月25日 |